

島原地域広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例

昭和46年4月30日条例第13号

改正 昭和51年3月13日条例第3号 昭和56年3月6日条例第1号

平成9年3月31日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号）第10条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(手当)

第2条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。

手当の種類	職務の内容等	支給区分	支給額
消防夜間通信業務事 者手当	夜間通信業務に従事した職 員	一夜につき	520円
はしご車隊員手当	はしご付消防自動車によ り、高さ20メートル以上の 個所で消防作業に従事した 職員	一当務につき	320円

(支給日)

第3条 この条例による手当は、その月分を翌月の給料支給日までに支給する。

(委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、手当の支給に必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年3月13日条例第3号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月6日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。